The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	Cotton,Tariffs and Empire : the Indo・British Trade Relationship and the Significance of Japan in the First Half of the 1930s
Author(s)	木谷, 名都子
Citation	大阪大学, 2005, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/58785
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

氏　　名	木谷 名都子
本籍（国籍）	
学位の種類	博士（学術）
学位記番号	甲 第　４７　号
学位授与年月日	平成１７年３月２５日
学位授与の要件	学位規則第４条第１項該当　課程博士
研究科及び専攻	言語社会研究科言語社会専攻
学位論文題目	Cotton, Tariffs and Empire : the Indo-British Trade Relationship and the Significance of Japan in the First Half of the 1930s
論文審査委員	主 査　教 授　西 村 成 雄
	副 査　教 授　濱 口 恒 夫
	副 査　教 授　松 田　　武
	副 査　大阪大学教授　秋 田　　茂
	副 査　千葉大学教授　柳 澤　　悠

論文の内容要旨

本稿の目的は、1930年代初期のインド（英領インド）における対英特恵関税制度、特にイギリス綿布と日本綿布に対する輸入関税率をめぐる問題とインド棉花輸出問題との関連を通じて、インドの通商問題と財政問題の関連性を考察することである。従来英印通商関係を考察する際は、主にイギリスからのインド向け綿布輸出という側面が重視されがちであった。しかし本稿では、インド棉花を事例として、インドからのイギリス向け第一次産品輸出という側面から、帝国特恵体制の意義をとらえなおす。そして、インドにとって主要な綿布輸入元であり棉花輸出先であった日本の、英印通商関係における存在意義について考察を加える。

第一次世界大戦は、インド財政構造の変化をもたらしただけでなく、政府官僚の保護主義志向を生み出した。それまで自由貿易主義の下で、主としてランカシャーからの圧力によって、1894年までインドの輸入綿製品には関税が課せられていなかった。それ以後も、内国消費税を同時に賦課することによって、輸入関税のインド綿業に対する保護主義的性格は相殺されていた。しかし、1919年のインド統治法によって地税からの収入は激減し、収入関税政策の実行が必須となった。同時にインドが財政自主権を回復（関税自主権獲得）したので、インド関税政策決定へのランカシャーの影響力は著しく制限された。さらに、ボンベイを中心としたインド綿業界からの要求が強まったこともあり、1925年には内国消費税も廃止されることになった。同時にこのころから、日本綿製品のインド市場進出により、ランカシャー綿製品のインド市場における優位性はさらに脅かされることになった。インドの総綿布輸入量自体は1930年以降減少傾向にあったが、逆にその総輸入量に対し日本からの輸入品が占める割合は1920年代末より増加しており、日本綿製品の輸出圧力が強まっていた。そこでインド政庁は、差別的保護関税政策により、ランカシャー綿製品をある程度優遇した。1932年にはカナダのオタワにおいてイギリス帝国経済会議が開催され、帝国特恵関税制度に

基づいたオタワ体制が確立されることになった。

オタワ体制が確立された当時、イギリス帝国はその制度により一種の経済ブロックを確立したとみなされていたが、近年の研究の含意するところは、オタワ体制は外国（イギリス帝国域外諸国）製品がイギリス帝国市場へ進出するのを防ぐのに必ずしも効果的ではなかったというものである。インドはイギリス帝国域外諸国との貿易黒字を維持することによって、多角的貿易決済機構を通してイギリスに債務支払いを行なっていたからである。オタワ体制は、イギリスの対インド輸出の増大そのものに意義を見出せなかったのである。むしろ、インドの対イギリス本国輸出の増加に意味があったというのが、近年の研究の示唆するところである。

さらに、特に1930年代のインドにおいては財政問題と通商問題は互いに密接に関連しあっており、互いの問題の規定要因でもあった。近年の研究では、トムリンソンに代表されるように、インド政庁は財政を安定させること、すなわち均衡財政主義を最優先事項としていたことが指摘されている。1930年代のインド関税政策をめぐっては、その財政的特質が指摘されている。しかしこれらの研究は主として英印二国間関係のみをとらえた視角に基づいており、英印通商問題とインド財政問題との関連性、さらには英印通商問題と日印通商問題との関連性への言及が不十分である。前述のように1930年代にはインドの商品貿易に占めるイギリス帝国域外国、特に日本の比重が高まっていることを考慮すると、英印通商関係についても、インドの対日通商問題と英印通商問題とを関連させて考察する必要があろう。1930年代当時のインドが財政安定を最優先事項とし、そのために収入関税政策が必須であったならば、綿貿易をめぐる貿易摩擦問題を解決するために開催された英印民間会商および第一次日印会商の意義、具体的にいえば両会商で問題となった関税率と印棉輸出をめぐる問題がどのように解決されたかという点は、従来のように通商問題の視点からではなく、インド財政問題と関連させて改めてその意義を問い直す必要があろう。

第1章では、インド財政問題と関連させて対英特恵関税制度の意義を考察する。1932年7月1日から8月20日まで、カナダのオタワにおいてイギリス帝国経済会議が開催された。英領各植民地からその代表が送られ、イギリス本国からはそれぞれの関係者が出席した。このオタワ会議の結果、帝国内諸国間で双務的協定が締結されたことにより、帝国特恵関税制度が確立されることになった。しかし英印オタワ協定では、綿業・鉄鋼業については留保事項となっており、特恵関税は即座に適用されなかった。1932年4月以降、関税委員会（Tariff Board）によりインド産業への保護関税適用に関する調査が進行中であったため、インド国内において、イギリス製品、なかでも綿製品に対する特恵関税をめぐっては、反対の声が強かった。同年8月および11月に提出された関税委員会の報告書は、必ずしも対英特恵を容認する内容ではなかった。この関税委員会の調査報告を受けてインド政庁は1932年8月末に関税率改定を行なったが、事実上対英特恵が認められた。

1920年代半ばから1930年代後半にかけて、関税収入は常にインド財政の約35～45%を占めていた。関税は、インド財政のもっとも重要な収入源となっていた。その関税収入のなかで最大比率を占めるのが綿布関税収入であった。興味深いことに、イギリス綿布に賦課する関税率と日本綿布へ

のそれとは常に差別化が図られていたが、少なくとも 1930 年代半ばまでは、平織生地綿布を除いてイギリス綿布に賦課した関税からの収入が、日本綿布からのそれを上回っていた。したがってインド政庁からすれば、対英特恵関税を維持してイギリスからの綿布輸入をある程度確保した方が財政収入を確保できるということになろう。ここに、関税委員会の提言が棚上げされた理由があると思われる。しかし今度は、この帝国特恵関税制度により特に綿製品をめぐる日本との貿易摩擦問題が深刻化し、インドが日印通商協定（1904 年締結）を破棄して最恵国待遇を剥奪し、帝国特恵関税による対日差別的関税政策を正当化する一方、日本側はインド棉花（以下、印棉と略す）輸入ボイコットを実行することを決定した。

第 2 章では、印棉輸出をめぐる問題について、オタワ会議後 1932 年秋にランカシャーに設置されたインド棉調査委員会の 1933 年における主な活動を分析し、印棉輸出問題と対英特恵関税問題の関連性をとらえなおす。1933 年 6 月 8 日、大日本紡績連合会は印棉不買運動の実行を決定した。棉花輸出を通じた対日貿易黒字の獲得はインドにとって不可欠であったし、日本の印棉不買運動による対日輸出への影響を相殺するような、インド国内における印棉消費の増加には限界があった。したがって、ランカシャーによる印棉消費増大を要する事態がさらに現実味をおびたものとして生じ、タークルダースやアンクレサリアなど、インドの棉花利害関係者が調査委員会と話し合いを持つことになった。

これらの話し合いや調査委員会の活動を通して、英印双方において「印棉消費の増大は対英特恵維持の代償」という認識が強まっていく。インドにおいては、棉花利害関係者だけでなくモーディー（H. P. Mody）などの綿業利害関係者にも共有されていく。また、ランカシャー内のさまざまな利害関係者の間でもこの認識は確認・共有されていく。

紡連による印棉不買運動が決定されて後、ランカシャーはインドの棉花利害関係者とも交渉を行ないつつ、印棉消費増大に向けて漸進していった。しかし同時に彼らは、インド綿業資本家とも接触をもっていた。1933 年 9 月にランカシャーとインド綿工場主たちの間でインドにおいて会談が行なわれることが決定した。この会談において具体的に話し合われたのは、イギリスの綿布と人絹布に対する関税賦課およびその関税率についてであったが、「印棉消費増大が対英特恵関税の交換条件」という認識はここにも現れていた。会商の結果、両者の間で「リース・モーディー協定」が締結され、インド側はランカシャー製品に対する新たな追加税を容認しないこと、ランカシャーは、具体的な数値は明記されなかったが、引き続き印棉消費増大に向けて努力することが明言された。この協定に対しては特にインド国内における反発が強く、ランカシャー・ボンベイ間の民間協定レベルにとどまっていた。しかし会商後もランカシャーは調査委員会を中心に、印棉消費増大に向けて具体策を立案・実行していった。

当時インド行政参事会の財政担当委員であったシャスター（Sir George Schuster）も、経済ナショナリズムが進行する世界情勢の中で輸出市場を確保するための可能性の一つとして相互的な帝国特恵関税制度に基づくオタワ体制を賞賛しており、インドの第一次産品輸出市場確保のためのイギ

イギリスによる印棉消費増大に向けての努力を賞賛していた。

第3章では、関税率および日本綿布の輸入数量と印棉買付量のリンク制、以上の2点に焦点を絞って会商の要点をまとめ、インド財政問題と関連させて日印会商の意義について論及する。1930年に入ってから第一次日印会商が開催される直前（1933年9月）までの間に、日本綿布に対する関税率は従価20%から従価75%（平織生地綿布については75%の従価税あるいは1ポンドにつき6.75アンナの従量税）にまで引き上げられていた。この急激な関税率引き上げは、インド綿業界からの強い要請によるものであったが、関税は、保護効果が増すにつれて、歳入源としての価値は減少するものであった。したがって、財政収入を確保するという観点からすれば、ある程度関税率を引き下げることによって日本綿布の輸入量を確保した方がインドにとって好都合であった。政府間会商においては、日印双方とも綿布関税を従価50%、従量税は1ポンドにつき5.25アンナとすることで早々に合意に達した。新日印協定締結により日本は再び最恵国待遇を得ることになったが、インドではイギリス製品に対し従価25%という特恵税率が維持されていた。日印協定により、日本は事実上対英特恵を「黙認」した。

日印会商後、イギリス製品に対する特恵関税そのものは維持されたが、税率は会商前と同じ従価25%（平織生地綿布の場合は25%の従価税あるいは1ポンドにつき4.375アンナの従量税）のまま据え置かれた。1931年に歳入目的で5%の追加税が、イギリス綿布に対しても他国の製品と同様に賦課され、同年9月にさらに5%税率が引き上げられていた。日印会商後も特恵体制自体は存続し続けたもののイギリス製品が歳入関税の対象から外れることはなかった。インド政庁はランカシャーに対して一定の配慮を示しつつも、歳入確保を第一とする姿勢は崩さなかった。

綿布輸出量と印棉買付量をリンクさせることは、インド政庁側から申し入れてきたことであり、日本側にとっては「予期せざる問題」であった。この問題と品種別割当比率の問題は、会商中の最難関であり、日印双方にとって最も重要な点であった。最終的に綿布4億ヤード＝棉花150万俵という数字で双方合意に達した。政府の第一の仕事は歳入源を確保することであると同時に、それと関連してインドの経済状況を改善するための経済政策も立案しなければならないとの見解を持っていた。そしてその経済政策の一環がインドの第一次産品の輸出市場を確保することであった。以上の見解に基づいてシャスターは、リース・モーディー協定に続いて日印協定締結によって印棉の対日本輸出量が確保できたことを高く評価した。日本綿布に対する輸入関税率を定めたことにより関税収入を確保し、同時に日本綿布輸入量とインド棉花輸出量をリンクさせることによってインド棉花輸出市場を確保した日印通商協定は、財政問題と関連させてみれば、インド政庁にとって望ましい内容であった。

リース・モーディー協定と第一次日印会商の結果、対英特恵関税維持による関税収入確保と第一次産品輸出による貿易黒字維持という2つの面において、インドは引き続き財政安定を図ることができた。最終的に帝国特恵体制はオウタルキーとはなりえなかった。1930年代初期、日本は英印通商関係、特にイギリスとインド双方の輸出市場をめぐる問題、さらにはインド財政問題において、大

きな規定的役割を果たしていたといえよう。

論文審査の結果の要旨

Ⅰ．本論文の要旨

本論文（"Cotton, Tariffs and Empire: the Indo-British Trade Relationship and the Significance of Japan in the First Half of the 1930s"「綿貿易と関税政策を通じてみたイギリス帝国：1930年代前半における英印通商関係と日本の存在意義」）は、1930年代前半における英印通商問題とインド財政問題との関連性、および英印通商関係において日本がどういう位置づけにあったかを考察している。

第一次世界大戦の勃発、さらには1919年のインド統治法によって、インドの財政構造は大きく変化した。地税収入が激減し、関税収入の重要性が増大した。また1920年代末以降、日本綿製品のインド市場進出によって日本と英領インド（以下、インドと記す）、そしてイギリスとの間に綿貿易摩擦問題が生じた。インド政庁は財源確保のために1894年から外国綿布に関税を賦課していたが、1930年代以降、差別的保護関税政策によってランカシャー綿製品は優遇されていた。1932年にはカナダのオタワにおいてイギリス帝国経済会議(Imperial Economic Conference)が開催され、帝国特恵関税体制(the System of Imperial Preference)が確立された。当時、この関税体制によって一種の経済ブロックが確立されたとみなされていたが、近年の研究においては、オタワ体制は経済ブロックとして必ずしも効果的ではなかったこと、また、綿製品に代表されるイギリスの対インド輸出増大よりも、インドの対イギリス輸出増大に意味があったことが主張されている。したがって、帝国特恵体制については、インドからのイギリス向け第一次産品輸出という側面から、あらためてその意義をとらえなおす必要性がある。

インド政庁にとっては、財政安定を安定させ、イギリスへの本国費および利子・債務支払いを円滑に進めることが最優先事項であり、イギリス・インド・日本3国間で綿貿易摩擦問題が深刻化した1930年代のインド関税政策（特に対綿製品関税）は財政的特質を有していた。他方、綿貿易をめぐる英印通商関係と関税政策をめぐっては、英印2国間関係の視角から、イギリスの利益とランカシャーなど製造業の利益が同一視され、インド綿業利害のナショナリスト的性格と関税政策決定への影響力の強さが主張されてきた。しかし、関税政策は保護関税と収入関税という二元的性格を持つものであり、綿製品をめぐる貿易摩擦問題も、具体的には、差別的保護関税政策に基づいた対日本綿布関税率とインド棉花輸出問題を内包していた。さらに、対日本貿易摩擦が生じると同時に、インド商品貿易において対日本貿易はその重要性を増大させていた。したがって、1930年代初期のインド市場において生じた綿貿易摩擦問題を解決するために開催された英印民間会商(the Anglo-Indian Talks)(1933年)と第一次日印会商(the Indo-Japanese Trade Negotiations)(1933-34年）の歴史的意義については、従来のような通商問題の視点からだけではなく、インド財政問題と関連させて問い直す必要がある。また、英印通商関係については、インドの対日通商問題と英印通商問題を関連させて考察する必要がある。

このような前提のもとに、本論文は以下の3つの論点について考察を加えている。(1) インドの第一次産品輸出という面からみた帝国特恵体制の意義について。(2) インドの通商問題と財政問題の関連性について。(3) 英印通商関係における日本の存在意義について。

第1章では、インド財政問題と関連させたうえで、対英特恵関税制度の意義を、特に対綿布関税

に着目して再検討している。インド財政の最重要収入源であった関税収入の中で、綿布関税収入は最大比率を占めていた。その関税収入において、1930 年代半ばまでは、平織生地綿布(Plain Grey Goods)を除き、イギリス綿布に賦課した関税からの収入が、対英特恵関税制度の存在にもかかわらず、日本綿布からのそれを上回っていた。したがって、インド政庁からすれば、対英特恵関税を維持してイギリスからの綿布輸入をある程度確保した方が関税収入を確保できた。しかしこの制度は対日貿易摩擦問題を深刻化させるものであった。さらにインドは日印通商協定（1904 年締結）を破棄して日本から最恵国待遇を剥奪し、日本に対する差別的保護関税政策を実施した。日本はこのようなインドの姿勢に対し、インド棉花輸入ボイコット実行を決定した。その結果インドは、国内での消費量を増やすか、日本にかわる棉花輸出先を確保する必要にせまられた。

第 2 章では、インド棉花（以下、印棉と略す）輸出問題と対英特恵関税問題の関連性を考察している。具体的には、インド棉調査委員会（オタワ会議後 1932 年秋にランカシャーに設置）の、1933 年 6 月から 11 月にかけての活動を分析している。インドにとって、棉花輸出を通じた対日貿易黒字の獲得は、多角的貿易決済機構を通じてイギリスへの送金を履行するうえで必要不可欠であった。しかし日本綿業界が印棉輸入ボイコットを決定したことにより、インドは新たな棉花輸出先を確保する必要性が生じた。1933 年 6 月から 11 月にかけて、インドの棉花利害関係者と調査委員会との話し合いがもたれ、また調査委員会自体も印棉消費増大に向けて活動を開始した。また同年の 9 月から 10 月にかけては、ランカシャー綿業利害とボンベイを中心としたインド綿業利害関係者との間で会商が開かれ、リース・モーディー協定(the Lees-Mody Pact)が締結された。これらの英印民間業者の話し合いを通じて、「印棉消費の増大は対英特恵維持の代償」という認識が英印双方において確認され共有されていった。会商後もランカシャーは調査委員会を中心に印棉消費増大に向けて具体策を立案し実行した。実際、会商以後、ランカシャーの印棉輸入増大は短繊維棉花と長繊維棉花両方とも増加した。インド行政参事会の財政担当委員(the Member for Finance)であったシャスター(Sir George Schuster)も、ランカシャーの印棉消費増大に向けての努力を評価した。しかし、ランカシャーの印棉消費増大は日本の輸入量に匹敵するまでにはいたらず、またインド国内における印棉消費量の増加にも限界があった。さらに、リース・モーディー協定は、ランカシャーが印棉消費増大に向けて努力するかわりに、インド（ボンベイ、現ムンバイ）はランカシャーに対する特恵関税を容認する内容であったため、アーマダバード（インド西部）など他のインド綿業界の反対が強く政府間協定に進展するまでにはいたらなかった。したがって、インドからすれば、新たな日印通商協定を締結することによって印棉輸出市場を確保する必要があった。

第 3 章では、インド行政参事会財政担当委員のシャスターの見解に着目し、関税率および日本綿布の輸入数量と印棉買付量のリンク制の実態とその歴史的意味を、インド財政問題と関連させて第一次日印会商の意義について再検討している。シャスターも述べているが、関税は、保護関税としての性格を強めれば強めるほど、収入関税としての役割を低下させる可能性があった。したがって従価 75%（1933 年 10 月当時）という対日本綿布関税率は、関税収入によってインド政庁の財源を確保するという点からすれば必ずしも好ましいものではなかった。第一次日印会商の結果、1934 年 1 月に新日印通商協定が締結された。新しい協定において、関税率は従価 50%（従量税は 1 ポンドにつき 5.25 アンナ）と定められた。日本は再び最恵国待遇を獲得したが、インド側はイギリス製品に対し従価 25%の特恵税率を維持した。新たに日印通商協定を締結したことにより、日本は事実上対英特恵を「黙認」した。また、対英特恵関税自体は維持されるが、税率は日印会商前のそれと変わらなかった。インド政庁はランカシャーに対し一定の配慮を示しつつも、歳入確保を第一とする姿勢は崩さず、ランカシャーの要求が全面的にインド関税政策に反映されたわけではなかった。さ

らに新しい協定では、綿布4億ヤードに対し棉花150万俵という数字で日本綿布輸入量とインド棉花買付量をリンクさせた。シャスターは、インド経済状況を改善させるための政策の一環として第一次産品輸出市場の確保を唱えていたため、日印通商協定締結によって印棉の対日輸出量が確保できたことを高く評価した。

以上の考察にもとづき、本論文は、次のような結論を導いている。リース・モーディー協定と第一次日印会商の結果、対英特恵関税維持による関税収入確保と第一次産品輸出による貿易黒字という2つの点で、インド政庁は財政安定を図ることができた。帝国特恵体制は、最終的にオウタルキーとはなりえず、特に綿貿易に着目した場合、日本との貿易はインドにとって不可欠な環であった。1930年代前半、日本は英印通商関係、特にイギリスとインド双方の輸出市場をめぐる問題、さらにはインド財政問題において、規定的役割を果たしていたと評価することができる。

II. 審査の要旨

本論文審査にあたり、以下の三点に留意しつつ審議し評価を加えた。ここでは、各審査委員からの見解も含めた要旨としてまとめたい。

第一に、研究の独創性・研究史上の位置づけの明確さ、にかかわる評価、第二に、歴史学研究としての第一次史料の収輯と実証密度にかかわる評価、第三に、論旨の明確さおよび実証と分析枠組との整合性にかかわる評価のそれぞれについて次のような結論を得た。

第一に、本研究の独創性についてみると、まず、内外の研究史上なお十分には実証されていない1930年代英印通商問題とインド財政問題の内在的関連性と、さらに日本の対インド経済外交の歴史的意味を再検討したこと、また、英・印・日のいわば「三国関係」と、イギリス国内「産業」利害を代表するランカシャー資本と「サービス・金融」利害を代表するシティーをそれぞれ区別するとともに、インド政庁側の国内経済勢力間の矛盾を確認し、日本側紡績資本の利害と日本政府レベルの矛盾をも視野に組み込んだことなどに示されている。こうした新たな知見を、英・印・日のそれぞれの一次史料にもとづいて解明したことは、最近の先端的研究としてのマルチ・アーカイバル・アプローチとしての新たな水準を切り拓くものと評価できる。とりわけ、従来未解明のままであった「財政問題」がインド政庁側の第一義的重要性をもっていたとする視角とその実証は、本研究の重要な貢献と評価できる。

ただ、こうした独創性の根拠となる著者の「インド政庁財政収入」への着目は、単に「統計数字」にもとづくだけではなく、インド政庁側の政策目標としてどのような優先順位があったかのかを一次史料で証明する必要があると思われる。

第二に、第一次史料の収輯と実証密度についてふれたい。

本研究の依拠した三カ国に所蔵される「英印日経済外交」に関する第一次史料は広範囲にわたるが、とくに「第一次日印会商」へと展開する過程で重要な役割を果したランカシャーにおけるインド棉調査委員会の活動を原史料にもとづき分析した点は評価できる。従来、断片的にふれられてきた諸側面を体系的に解明しえたといえる。と同時に、第一次日印会商におけるインド政庁側の論理を系統的に復元したことは、日本側の新日印通商協定に対する認識と行動を逆照射するうえで不可欠の実証作業といえよう。もちろん、第一次史料のカバーする範囲から実証しうる論点と、それがより広い文脈の中でどのように位置づけられているかを結びつけて統一的に認識する必要があることはいうまでもない。この点で本研究の主題のユニークさは、さらに実証との関連で補強される必要があろう。

第三に、実証と分析枠組との整合性、妥当性に関してふれておきたい。

本研究の構成および分析枠組みからその実証との整合性、妥当性をみた場合、従来の研究成果を前提としつつも、新たな分析視角として、積極的に英日の経済外交とインド政庁側の対応関係を復元した点でその整合性、妥当性があると判断される。ただ、本研究の主題との関連で論及すべき課題には、少なくとも1930年代前半期の英印関係史のなかに位置づけることや、関税政策の諸段階あるいは時期区分問題などがあったと考えられる。なぜなら、第一次世界大戦後のインドの貿易構造の変化と差別的保護関税政策の導入を含む関税制度の新たな展開が、1930年代分析の歴史的前提となっているからである。

以上の審議を通じ、本論文審査委員会は一致して下記の結論を得た。

本論文は、1930年代イギリス・インド・日本をめぐる多角的経済外交とそれぞれの内政関係についての実証性豊かな本格的研究としての水準を有し、本論文は博士（学術）の学位にふさわしい成果と判断する。